

～ AI ガバナンスに関するシンポジウムを終えて～

2025年2月14日

デジタル政策フォーラム 事務局 戸田 崇生

デジタル政策フォーラム(DPFJ)は2024年12月6日に「AI ガバナンスの枠組みの構築に向けて(Ver 2.0)」と題する提言を公表するとともに、同年12月8日の国際公共経済学会において、同学会と共催で「AI ガバナンスの枠組みの構築に向けて」と題したシンポジウムを開催した。

[国際公共経済学会「AI ガバナンスの枠組みの構築に向けて」シンポジウム動画](#)

本シンポジウムのご登壇者は以下であり¹、コメント・ご発言の概要は下記の通り(コメント・ご発言概要は初回ご発言順にて記載)

- ・ 「AI ガバナンスの構築に向けて」ご登壇者
 - 生貝 直人(一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻 教授)
 - 菊池 尚人(慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科 特任教授) モデレータ
 - 高木 志郎(Unktok)
 - 谷脇 康彦(デジタル政策フォーラム 代表幹事)
 - 中村 伊知哉(iU 学長)
 - 西田 亮介(日本大学危機管理学部 危機管理学科 教授)
 - Pimprapa Yodtomorn(茨城キリスト教大学経営学部 経営学科 講師)
 - 坂村 健(東京大学名誉教授) 録画によるビデオコメント

<坂村 健> 録画によるビデオコメント

- ・ AI は知のインフラ化であり、今後の社会基盤となっていく
- ・ 日本独自の大型 AI モデルを開発・運用し、技術的自立性を保つことが、国際社会における対等な立場での国際協力・貢献や安全保障の確保につながる
- ・ 未来は現在の延長線上にはなく、AIネイティブが活躍する社会となり、変化に対応できる社会システムが必要である
- ・ 現時点では、AI に対する強すぎる規制はしないほうがいい

¹ 国際公共経済学会 第39回研究大会 プログラム

<https://ciriec.com/conference/winter/1860-2/>



< 生貝 直人 >

- ・ 現時点では、AI がもたらすリスクの見極めができる根拠は得られていない。そのため、リスクを社会が検証可能とするための透明性は確保する必要がある
- ・ EU の AI Act においては、生成 AI が公開されたのちに、汎用目的 AI モデルとしてリスクの類型が追加されており、リスクの類型も変化している
- ・ 米国においては、開発を意図する企業に対して AI に関する透明性の義務を課すところまでは整備したが、大統領がトランプ氏になることにより今後の位置付けは不透明である
- ・ 総論としてのリスク評価はまだ継続議論がなされているが、例えばカリフォルニアでは、AI による重大事故時の損害賠償責任等は知事により拒否（議会は通過）、生成 AI コンテンツの判別可能性を確保する義務は成立、生成 AI の訓練に要したデータセットの概要公表義務は成立など、各論に関する議論は進みつつある状況



< Pimprapa Yodtomorn >

- ・ 労働経済学の観点からの分析によると、自動化による置換効果および再配置効果が確認されている。また、自動化の浸透によって雇用が失われており、労働分配率が低下している
- ・ 初等教育（小学校から中学校に相当）においては、AI カリキュラムが政府により承認されており、中国・韓国・インドが積極的な展開をしている
- ・ 産業用ロボットの年間導入台数（2023年）について上位5か国で約80%を占めており、内3か国がアジア諸国（中国・日本・韓国。中国で51%を占めている）となっている。今後の経済成長が期待できる国（メキシコ等）において、AI・自動化による影響に注視する必要がある



< 高木志郎 >

- ・ 現時点では AI に関する過度な規制については反対であるが、リスクに関する議論の重要性は認識している
- ・ 日本としての目指す姿やグランドストラテジーを持ちながら規制や AI に関するユニークな特性を踏まえた議論を進めるべき

< 西田 亮介 >



- ・ 国益の最大化に資するためのガバナンス・規制を議論すべきで、日本における実行性を考慮する必要がある
- ・ AI以前から、例えばインターネット・プラットフォームサービス等を見ても、有力な事業者が日本にはいないため、実行性が限定的となり、EUのような議論のスタンスをとることは日本においては難しい
- ・ また、英米法と大陸法の根底にあるような規範・価値観は日本では稀薄であり、そのような観点からもEUなどと同様なスタンスの志向は避けるべき
- ・ 実行性を考慮し、議論する分野を限定していくと(例えば偽情報等)、そもそもAI固有に規制が必要な事があるかという点にも立ち戻る

< 中村伊知哉 >



- ・ ガバナンス(規制)に関する議論だけでなく、どのように利用していくかという議論を活発化していく事が肝要である
- ・ 行政の役割としても規制ありきではなく、利用ありきを期待したい
- ・ 特に、教育領域においてAIの利用教育を手厚くすることが日本のモデルとなる
- ・ 例えば日本は表現の自由を徹底して保持したこと、表現の教育(義務教育の図工・音楽など)の手厚さから、世界でも突出した表現・コンテンツを生み出す国となっており、AIも同様と考える
- ・ 規制の中身よりも、実行性については関心を持っている。特に政治の状況の不透明さがある状況の中で、規制・ルールによる国家間の実行性については注視が必要

< 谷脇 康彦 >



- ・ EUにおけるこれまでのデータ関連の法律はGAF Aへの対抗であり、AIも同様のスタンスとなっている
- ・ EU等の状況を受けてか、日本においてもAI法の必要性が騒がれているが、現時点では冷静に判断することが必要である
- ・ 過去に内閣官房においてサイバーセキュリティ基本法を策定した際にも、規制をするべきという指摘は多々あったが、議論の順番として規制である「公助」の部分

- は最後であり、「自助」「共助」「公助」という議論の順序を最も重要視し、策定した
- ・ AIにおいても同様のアプローチをとるべきで、「公助」である規制は最小限であるべき
- ・ 違法な行為は規制すべきであるが、まずは既存の法制度の中での解釈を考え、はみ出すものについては個別法の可能性を探るのがよい
- ・ また、国境をまたぐサービス・サービス提供事業者に対する規制の実行可能性は考慮すべきで、EUのような共同体(アジアで言えばASEAN)の単位で考えることも一案であり、標準化・国際連携という観点は重要である

< 所感(事務局) >

政府をはじめとする、AI ガバナンスを巡る議論については、付属・参考資料も含め提言内で十分に触れられていることから、そちらをご覧ください。このAIに関する議論の高まりを感じるようになったのはいつからであろうか。シンポジウムの中では、「ビフォー生成AI」/「アフター生成AI」²という時間軸での整理が紹介されていたが、2012年のDeep Learningの技術革新を経て、2022年の秋に「生成AI」が一般に公開されて以降、AIと名が付く又は組み込まれたプロダクトやプラットフォーム事業者が提供するサービス等を利用する機会が増えたことも背景にある。例えば、Open AI社の提供するChat GPTは2022年の11月の一般公開以降、約2か月で世界のユーザー数が1億人に達したとされ³、社会状況が異なるため一概に比較はできないものの、これまで急激な増加を続けていると言われているインターネットの増加(世界のインターネットの利用人口は1995年時点で26百万人、1997年9月時点で74百万人、1998年9月時点で1億47百万人⁴)と比べても、その広がりや強さを感じられる。このことから、生成AIの社会への影響は避けられない事象となっている。なお、本フォーラムの提言も主には生成AIを念頭に置いている。

このユーザーの増加は我々の社会でも多くの論点を加速させている。例えば、今回のご登壇者の一人である西田教授が取り込まれているテーマの一つでもある「誤情報・偽情報・フェイクニュース」等については、生成AIによる事実と異なるコンテンツ

² 「ビフォー生成AI」「アフター生成AI」はAI規制論の焦点(私見)という文脈で一橋大学の生貝教授より下記に紹介された整理枠組みであり、本文書内における利用については筆者の責によるものである

- ・ ビフォー生成AI(2016頃~2022): 情報を処理するAI
 - EU以外はソフトロー重視
 - 主な焦点リスクは製品安全+プロファイリング
- ・ アフター生成AI(2022終盤~): 情報を生成するAI
 - EU以外もハードローを意識
 - 主な焦点リスクは偽・誤情報をはじめとする情報環境全体への影響
 - 関連して、AI生成情報が流通するプラットフォーム側での対策

³ https://www.nri.com/jp/knowledge/report/1st/2023/cc/0526_1

⁴ <https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h12/pdf/index.html> (通信白書平成12年版)

の流通による影響⁵が論点になっていたり、Yodtomorn 講師が分析されていた労働市場における AI・自動化の影響であったり、生成 AI はこれまでの社会・世界における様々な事象を加速的に広げている。このような生成 AI による社会への影響とその広がりという点も、AI に対するガバナンスの議論が高まる一つの要因と考えられる。

また、本シンポジウムにおけるビデオメッセージの中で坂村教授は「AI は知のインフラ化」という表現をしていた。これは AI が日常的な範囲に存在するという事であり、AI が日常の様々な処理や判断を代替するようになってくる。このことは AI が現状の雇用を奪うという議論になりがちであるが、新たなテクノロジーの登場が社会・産業構造の変化をもたらすことは自然なことであり、抗うよりも AI をどのように利用するかという方向性の議論が必要となる。ただし、AI は現実社会を認識・判断する、人間以外の存在になりつつあり、AI を利活用するためにも、AI が引き起こす変化を理解・整理する準備をしておく必要がある。

ユーザー側としてもテクノロジーとしても未知の可能性がまだまだ多い中、ガバナンスはどのように考えればいいのか。ガバナンスというと「公的な規制」というイメージを想起させ、言い換えるならば、行政や公的な機関が定める(提供する)「公助」の部分である。防災等を例にとるとわかりやすいが、「公助」の前には自分で自分の身を守る「自助」、地域や企業で取り組む「共助」があり、そのうえで「公助」が成り立っている。上記のような「誤情報」「偽情報」といった社会にネガティブな影響を与える事象が話題になることが多いため、AI に関するガバナンスの議論も「公助」の部分が多くなる印象を受けているが、その前提となる「自助」「共助」もガバナンス全体のバランスとしては重要になってくる。デジタル政策フォーラムが公表した今回の提言の参考資料として掲載した「AI に関する企業ヒアリング結果」においても、各企業の AI に関する取り組みは手探り・試験的な段階としており、当面この状況は収束しそうにもない。また、付属資料として掲載した各有識者の先生方の所見においても、AI が個々人の身の回りのテクノロジーとして浸透することが示唆されており、ガバナンスの議論を進めるうえで、公助以外の部分についても視野に入れる必要がある。

このような状況の中で「ガバナンス」の議論を進めるためには、AI が社会に及ぼす影響範囲の事実関係を明らかにし、見える化する取り組み(又は、そのためのガバナンス)というのは現時点で重要なポイントの一つであると考えられる。基本的な人権の侵害や生命・財産を脅かすような点に規制をかけるのは論を待たないが、例えば、AI により生成されたコンテンツであることが判別できる事、AI がどのような学習をしてきたかという事、第三者が AI のモデルに対してどういう評価・所見をしているかという事な

⁵ デジタル政策フォーラムの発刊した「デジタル政策の論点 2024」でも「デジタルコミュニティと情報流通」として関連するテーマを取り上げており、ご関心ある方は下記ご参照いただきたい
「デジタルコミュニティと情報流通～情報空間のトラスト(信頼)をどう保つのか」
https://www.digitalpolicyforum.jp/dpi2024_5/

ど、「自助」「共助」「公助」のガバナンス全体のバランスを保っていくための前提や条件を整えていくという事が必要なのではないだろうか。AIを取り巻く事象は流動的であるため、全ての事象を想定し事前に取り決めるという事は無理がある。しかし、常に変化しているからこそ、生じている事象の事実関係を明らかにし、主観や価値判断に偏重した議論ではなく、リスク判断や責任の範囲を見極めるための枠組みを設定することが、建設的な議論を支え続けるのではないだろうか。

「AI ガバナンスの枠組み」の論点は収束するというよりも、広がるばかりであるがデジタル政策フォーラムでは2025年の ver3.0 に向けた議論を続けていきたい。

<シンポジウム会場の様子>



